

## 貯金規定等の取引停止等にかかる「別途表示」の条件

貯金規定等の各条項に定める貯金取引の停止等にかかる「別途表示」の一定の期間および残高について、以下のとおりとする。

○該当する貯金規定等

規定名称	該当条項
普通貯金規定	第14条第4項
総合口座取引規定	第16条第5項
普通貯金無利息型（決済用）規定	第14条第4項
総合口座（普通貯金無利息型）取引規定	第16条第5項
貯蓄貯金規定	第15条第4項
納税準備貯金規定	第14条第4項
カード規定	第16条第3項
法人用カード規定	第15条第3項

【取引停止等の諸条件】

### 1. キャッシュカードの利用を停止する場合

- ・残高にかかわらず、最終の預入れまたは払戻してから2年間、入出金（利息決算や未利用口座管理手数料の引き落としを除く）がない貯金口座

### 2. 貯金取引を停止する場合

- ・上述「1」と同様

### 3. 貯金口座を解約する場合

- ・残高0円で、最終の預入れまたは払戻してから3年間、入出金（利息決算や未利用口座管理手数料の引き落としを除く）がない貯金口座
- ・残高にかかわらず、最終の預入れまたは払戻してから10年間、入出金（利息決算や未利用口座管理手数料の引き落としを除く）がない貯金口座

以上

(2026年4月1日現在)